

いじめはその対象となった児童等に深刻な苦痛を与え、時には当該児童等が登校できなくなったり、自殺にまで追い込まれたりする恐れがあるなど、決して許されない行為であり、いじめの問題への対応は学校における特に重要な課題である。「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」。このことを令和小学校教職員一人一人が十分に認識し、子どもたちの健やかな成長のために、いじめの起こらない環境づくり、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けて努力しなければならない。

令和小学校「いじめ防止基本方針」は、いじめの問題の克服を目指して、いじめ防止対策推進法(平成25年)、東京都教育委員会いじめ総合対策第2次・一部改定(令和3年2月)、中野区いじめ防止等対策推進条例(令和3年3月)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。

## 1 いじめの定義等

### (1) いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの解消について

いじめが解消されたかどうかについては、次の2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ防止対策委員会」が児童の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

#### ○いじめに係る行為の解消

学校がいじめの訴えがあったトラブルについて解決したと判断した日から、被害者に対する心理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。

#### ○被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

いじめが解消されたと判断された場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害の児童や加害の児童を注意深く観察するなど、対応を継続する。

## 2 東京都いじめ総合対策【第2次・一部改定】に基づく、いじめ防止等の対策を推進するポイント

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

〈教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知〉

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

〈「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応〉

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

〈学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実〉

ポイント4 子どもたち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

〈日常の授業から、話し合い等を通して多様性を認め合う態度を育成〉

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

〈保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進〉

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

〈地域・関係機関等との日常からの連携〉

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長・副校長・生活指導主任・スクールカウンセラー・養護教諭等で構成する校内組織「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。委員会は、検討事項

に応じた関係教職員を招集して定期的開催する。年度末及び年度初めには、委員会の構成員及び関係職員で学校いじめ防止対策委員会を開催し、年度内に発生した案件について次年度の関係職員に確実に引き継げるようにする。

学校にいじめ相談窓口を設ける。副校長・生活指導主任・養護教諭を担当とし、児童及び保護者が常時相談できる体制を整える。

#### 4 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

##### (1) 未然防止

児童の命を守るために、日頃からいじめが起こらない環境をつくることに努める。

○人権教育を推進するとともに、いじめを許さない学級づくり・集団づくりに務める。

○いじめは、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有する。

○全校朝会で、いじめ防止に関する校長講話を6月・11月・2月に行う。

○様々な場面を通して、児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。

○自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。

○児童と教職員との信頼関係を構築する。

○保護者との連携を図る。

○「いじめ相談窓口」を副校長・生活指導主任・養護教諭とし、相談できる体制を整える。

○いじめ防止基本方針等を学校だよりやホームページ等により周知する。

##### (2) 早期発見

全ての教職員がいじめに対する定義を正しく理解し、早期発見に努める。

○全教職員による校内巡回等を通して児童の観察を行い、いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報を共有する。

○6月・11月・2月の年3回のふれあい月間を「いじめ防止月間」とし、実態把握アンケート等を行い、内容に即して学級担任等と児童の個別面談を実施する。

○7月までに、第5学年児童全員について、スクールカウンセラーによる面談を実施できるようにする。

○日常的なカウンセリングを実施しながら、相談しやすい雰囲気をつくる。

○生活指導全体会、特別支援校内委員会、毎週実施する心のケア会議（定例特別支援校内委員会）等を活用して、情報の収集及び共有に努める。

##### (3) 早期対応

全ての教職員が、「いじめは決して許されない」との強い認識に立つ。

○いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員が学校いじめ対策委員会に報告し、速やかに、いじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞ける体制をとる。

○いじめられた児童・知らせた児童への安全・安心を確保する。

○学校いじめ対策委員会の内容について、学校全体で情報共有を図り、必要な組織体制をもって指導・助言に当たる。

○いじめる側の児童への指導は、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした指導を徹底する。

○該当保護者に連絡が必要な場合、状況を丁寧に説明すると共に、家庭訪問や学校での話し合いの場を設けるなどして、事態の解決へ努める。

○どちらの児童に対して解決後も十分に心のケアを大切にしながら見守る。

○中野区教育委員会に報告し、必要に応じて関係諸機関と連携をとる。

○必要に応じて臨時に児童集会を設定し、いじめを許さない講話等を行う。

#### 5 「重大事態」への対応

##### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条では、次のように定義している。

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(相当の期間とは、30日の欠席を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長・学校いじめ対策委員会の判断により、迅速に対応する。)

## (2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、令和小学校は中野区教育委員会に重大事態の発生を報告する。中野区教育委員会は、中野区長等に報告する。

## 6 保護者、地域等との連携

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者の責務等として、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導・助言を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」としている。また、児童が安心・安全に過ごすことができる環境をつくる上で、地域社会は大切な役割を担っている。

中野区いじめ防止等対策推進条例では、大人の責務を「区、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、区民、関係機関等は、児童等が安心して生活し、学ぶことができる環境を整備するため、それぞれがその責務を果たし、お互いに連携していじめの防止等に取り組む」と示している。

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用していじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年だより等を通して保護者や地域へ協力を呼びかけたりして、連携を推進する。

## 7 いじめ防止等の取組の検証・改善

いじめ防止対策をより実効的なものにするために、ふれあい月間「学校シート」等を活用して、PDCAサイクルの中で次年度へ向けて改善を図る。

- 4月 学校いじめ防止基本方針の周知
- 6月 「ふれあい月間「学校シート」の活用」等を参考にした評価・改善
- 11月 ふれあい月間「学校シート」等を参考にした次年度への改善策の検討
- 3月 自校のいじめ防止等の対策の課題の整理
- 各月にいじめ防止対策委員会を定例で開催する。

令和2年4月 1日策定

令和3年4月28日改定

令和4年5月 1日改定

令和6年5月 1日改定